

鹿沼市御殿山会館条例の廃止について

次のように定める。

令和6年11月27日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市御殿山会館条例を廃止する条例

鹿沼市御殿山会館条例（昭和55年鹿沼市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。